⑹　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の固定資産ごとの内訳

（単位:円）

	種　類	場　所	減損額	備　考
②	水源林	茨城県久慈郡大子町	539,379	損益外処理
		岐阜県美濃市	1,932,173	損益外処理
		兵庫県神崎郡新河町	189,010	損益外処理
		高知県香美市	2,458,893	損益外処理
		熊本県人吉市	1,957,680	損益外処理
③	建物	茨城県つくば市	2,415	損益外処理
④	構築物	熊本県熊本市	1,560,049	損益外処理
⑤	建物	岩手県岩手郡滝沢村	72,091	損益外処理
	建物附属設備	〃	18,997	損益外処理
⑥	建物	鳥取県八頭郡智頭町	2,034,899	損益外処理
	建物附属設備	〃	312	損益外処理
⑦	電話加入権	神奈川県川崎市	0	損益外処理

⑺　複数の固定資産に係る減損の一体判定

⑤建物と建物附属設備については、それぞれの施設の目的に従って管理していることから、減損の判定に当たっては一体として行っております。

⑻　回収可能サービス価額

当該資産②については、売買契約が成立したため、実際の売却価額を正味売却価額としています。

当該資産③～⑥については、売却見込みがないため､使用価値相当額により測定しております。使用価値相当額は、使用しないという決定を行っているため、備忘価額としております。

当該資産⑦については、正味売却価額を使用し、財産評価基準書（国税庁作成、平成22年分）に基づき評価しております。

（リース取引）

オペレーティング・リース取引

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　27,274,836円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　57,291,370円

（不要財産に係る国庫納付関係）

⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要　（単位：円）

	種　類	場　所	帳簿価額	備　考
①	土地	東京都八王子市	1,637,220	
②	土地	茨城県かすみがうら市	1,087,677	簿価超過額は、平成18年７月７日に国庫納付しております。
③－１	土地	千葉県船橋市	247,000,000	簿価超過額は、平成20年７月10日に国庫納付しております。
③－２	建物	〃	1,760,000	〃
④－１	土地	東京都世田谷区	40,400,000	〃
④－２	建物	〃	0	〃
⑤－１	土地	東京都練馬区	43,500,000	〃
⑤－２	建物	〃	23,000	〃
⑥－１	土地	東京都練馬区	16,000,000	〃
⑥－２	建物	〃	0	〃
⑦－１	土地	東京都杉並区	32,700,000	〃
⑦－２	建物	〃	30,000	〃
⑧－１	土地	北海道札幌市	76,300,000	当該物件の譲渡によって得られた収入の額62,000,000円を独立行政法人緑資源機構を廃止する法律（平成20年法律第８号）の規定に基づき、平成20年４月１日付けで独立行政法人緑資源機構から承継しております。（政府出資）
⑧－２	建物	〃	0	〃
⑨	現金及び預金		43,000,000	独立行政法人通則法第48条第１項に規定する重要な財産の処分の認可に基づき平成22年度に処分した東京都杉並区の土地・建物の譲渡収入を計上しております。

⑵　不要財産になった理由

①	東京都が行う歩道整備事業の用地として処分した譲渡収入であるため。
②	茨城県が行う田園空間整備事業の用地として処分した譲渡収入であるため。
③－１	老朽化に伴い使用予定のない施設として処分した財産の譲渡収入であるため。
③－２	〃
④－１	〃
④－２	〃
⑤－１	〃
⑤－２	〃
⑥－１	〃
⑥－２	〃
⑦－１	〃